

障がい者支援施設等からの役務の提供について

大阪府財務規則第 61 条の 4 第 1 号及び第 3 号に基づく、障がい者支援施設等からの役務の提供についての契約は次のとおりです。

役務の提供内容	契約の相手方	契約の相手方とした理由	契約の締結状況
<p>○業務名 知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃等業務委託（府営住宅活用地等除草・清掃業務委託）</p> <p>○業務内容 知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃等業務</p>	<p>○名称 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合</p> <p>○住所 大阪府中央区法円坂 1-1-35</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の主要な知的障がい者等の関係団体を組合員とし、知的障がい者等の事情に精通しているため。 ・府内の福祉施設等との間に幅広いネットワークを有しており、府内全域から多くの就労訓練生（知的障がい者等）を送り出すことが可能であるため。 ・知的障がい者等の就労訓練等に関する豊富な知識、経験、実績を有しているため。 ・令和 6 年 2 月 14 日に同組合を特定者とした参加意思確認の公示を行い、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認したが、参加希望者が無かったため。 	<p>○契約予定日 令和 6 年 4 月 22 日</p> <p>○契約期間 令和 6 年 4 月 22 日から 令和 6 年 12 月 20 日まで</p> <p>○契約金額 10,097,410 円</p>